

審 査 基 準

平成 1 9 年 7 月 2 5 日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第 4 2 条第 2 項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第 4 2 条第 3 項、第 2 2 条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 6 号 （機械警備業務管理者の要件） 警備業法施行規則第 6 3 条、第 4 2 条（機械警備業務管理者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 1 4 条 （公安委員会の認定基準）
審 査 基 準： 警備業法第 4 2 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第 3 項において準用する同法第 2 2 条第 4 項各号のいずれにも該当しない者であるときは、資格者証を交付する。 このうち、同法第 4 2 条第 2 項第 2 号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 1 4 条に規定されているが、同条第 1 号の「機械警備業務の管理について十分な能力を有する」とは、実際に警備業務用機械装置の運用の監督、指令業務の統制等機械警備業務の管理に関する業務に従事した経験が相当にあり、かつ、機械警備業務管理者としてふさわしい高度な判断能力を有すること等をいう。
標 準 処 理 期 間：3 0 日
申 請 先：申請者の住所地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は申請者の住所地の所轄警察署生活安全課（係）
備 考：